

第 17 号議案

足立区高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 24 年 2 月 22 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例
足立区高齢者在宅サービスセンター条例（平成 14 年足立区条例第 4
6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 8 条第 16 項」を「第 8 条第 17 項」に改める。

第 6 条第 1 項第 2 号中「第 42 条の 2 第 2 項第 1 号」を「第 42 条の
2 第 2 項第 2 号」に改める。

付 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

介護保険法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例
案を提出いたします。